

事業No.3

総合福祉会館 抗菌ベンチ、チェアの増設



総合福祉会館 消毒購入



総合福祉会館 消毒購入



公共施設用 二酸化炭素濃度測定器



事業No.9

【窓税物第3-2号】J-LIS接続型証明書自動交付システム



〒174-8525

●●●●県●●●●市●●●●町一丁目12345番
地6789
●●●●マンションA棟123号室

お問合せ

富士 太郎 様

坂祝町役場 窓口税務課 窓口係



お問合せ番号： 0000000001#

TEL 0574-66-2405

マイナンバーカードがあれば、坂祝町外にお住まいの方も 全国のコンビニで戸籍の証明書が取得できるようになりました！

平素は、本町発展について格別の御指導ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和4年4月1日から、本町において、新たなサービスとして坂祝町外在住者本籍地証明書交付サービスを開始しました。

【メリット】

- 今まで、戸籍の証明書が必要な場合には、郵送請求又は坂祝町役場まできていただいていたりましたが、マイナンバーカードを使うと、全国のコンビニで戸籍の証明書をお取りいただけます。
- コンビニでは、毎日（年末年始、メンテナンス日を除きます）6時30分から23時まで、ご利用いただけます。

【ご利用いただける方】

- マイナンバーカードをお持ちで、坂祝町以外の市区町村在住の方で坂祝町に本籍地のある方

本お知らせの 対象者氏名	富士 太郎, 花子, 一郎, 次郎, 三郎, 四郎, 五郎
-----------------	-------------------------------

- ※本お知らせの対象者は、令和4年1月18日現在のデータに基づいています。その後、戸籍届出等により除籍された方や、既に住所を変更された方にこのお知らせが届いた場合は、ご容赦ください。
- ※住所を同じくする戸籍構成員の方に1通お送りしております。住所の異なる方には、そちらの住所にも同様に送りしております。
- ※支援措置により交付制限をされている方の証明書は交付できません。

【お取り扱いいただける証明書及び手数料】

証明書（現在戸籍のみ）	手数料
戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）	450円
戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）	450円
戸籍の附票の写し	200円

【ご利用いただけるコンビニ】

コンビニ等事業者（令和4年1月18日現在：50音順）	店舗
イオン、セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン等	全国

◎当サービスをご利用いただくまでに必要な手続き等の案内が裏面にありますので、必ずご一読ください。

【サービスをご利用いただくまでに必要な手続等について】

①サービスをご利用いただくには、「利用者用電子証明書が格納されたマイナンバーカード」を取得した上で、「利用登録の手続」が事前に必要です。

※紙製の「通知カード」では、本サービスを利用することができません。

※利用登録の手続をしていただくと、登録内容を坂祝町役場で確認させていただき、確認後に証明書の発行が可能になります。確認には、5営業日程度（土日・祝日等を含まず）かかりますので、あらかじめご了承ください。

※下記の利用登録の手続を「ICカードリーダーライターを付けたパソコン」で行うには、マイナンバーカードに「署名用電子証明書」も格納されている必要があります。

②利用登録の手続は「コンビニ等のマルチコピー機」または「ICカードリーダーライターを付けたパソコン」でできます。

利用登録できる時間帯は、いずれも午前6時30分から午後11時までです。

(1) コンビニ等のマルチコピー機での利用登録する方法

利用者用電子証明書が格納されたマイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカードを持参して、下表の利用登録できるコンビニ等に設置されているマルチコピー機で「本籍地・筆頭者氏名・電話番号・生年月日及びマイナンバーカードの有効期限・写真の下に黒字で書かれている4桁のセキュリティコード・暗証番号」を入力してください。

コンビニ事業者（令和4年1月18日現在：50音順）	利用登録	証明発行
イオン、セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン等	○	○

※マルチコピー機の操作方法は「<https://www.lg-waps.jp/01-06.html>」をご覧くださいか、本町までお問い合わせください。

(2) ICカードリーダーライターを付けたパソコンで利用登録する方法

署名用電子証明書と利用者用電子証明書の2つが格納されたマイナンバーカードが必要です。

マイナンバーカードをご用意して、「事前登録申請サイト(<https://ks.lg-waps.jp/>)」にアクセスし、本籍地及び筆頭者氏名等をご登録ください。

※ICカードリーダーライターは、マイナンバーカードに対応したものが必要となります。対応機種については「https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer.html」でご確認ください。

○マイナンバーカードをお持ちでない方で、当サービスを利用されたい方は、マイナンバーカードを申請してください。その際は「利用者用電子証明書」を格納してください。

なお、ICカードリーダーライターを付けたパソコンで利用登録の手続をするには、「署名用電子証明書」も格納されている必要があります。

マイナンバーカードの申請方法は、お住まいの市区町村へお問い合わせいただくか、「マイナンバー総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp/>)」をご覧ください。

○すでにマイナンバーカードをお持ちの方で、電子証明書が格納されていない場合は、お住まいの市区町村へお問い合わせいただき、必要な電子証明書をマイナンバーカードに格納してから利用登録をしてください。